

千葉市長 熊谷俊人 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 稲 垣 総 一 郎

個人情報の目的外提供について（答申）

平成27年3月25日付け26千政統第470号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

千葉市と東京大学との共同研究における国保データベース（KDB）システムに記録されている個人情報の東京大学への目的外の提供について

2 諮問に対する意見

千葉市と東京大学との共同研究における国保データベース（KDB）システムに記録されている個人情報の目的外の提供については、匿名加工による特定の個人の識別性の低減、また、データの利用及び保管の状況の記録等整備や一定期間の保管等によるトレーサビリティの確保など、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられており、千葉市個人情報保護条例第8条第6号に基づくものとして相当なものと認められる。

なお、実施にあたっては、以下の措置を講じること。

- （1）1日1回、アクセスログのチェックを行うこと。
- （2）標的型サイバー攻撃への対策を行うこと。
- （3）外部の第三者によるセキュリティ監査を実施すること。